

海田町建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月1日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町規則第 23 号

海田町建設工事執行規則の一部を改正する規則

海田町建設工事執行規則（平成 22 年海田町規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

目次中「請負工事の検査及び引渡し並びに支払い」を「請負工事の検査及び引渡し並びに支払」に改める。

第 10 条第 1 項第 3 号中「支払い」を「支払」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、町長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

第 3 章第 4 節の節名を次のように改める。

第 4 節 請負工事の検査及び引渡し並びに支払

第 42 条第 5 項並びに第 43 条の見出し及び同条第 1 項中「支払い」を「支払」に改める。

第 45 条第 1 項中「支払い」を「支払」に改め、同条第 10 項中「第 2 項」を「第 3 項」に、「第 5 項」を「第 6 項」に、「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「第 6 項」を「第 7 項」に、「支払い」を「支払」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「第 3 項」を「第 4 項」に、「支払い」を「支払」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 3 項」を「第 4 項」に、「支払い」を「支払」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に、「支払い」を「支払」に、「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「支払い」を「支払」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「支払い」を「支払」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、町長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第46条第1項中「第5項」を「第6項」に、「支払い」を「支払」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、町長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第47条、第48条第7項、第49条、第50条第2項、第51条第1項、第60条第3項及び第61条第4項中「支払い」を「支払」に改める。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。